市民税・県民税・森林環境税　特別徴収のしおり

もくじ

◎特別徴収の取扱いについて …… １・２
◎退職手当等の市民税・県民税特別徴収について …… ３
◎退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書 …… ４
◎納入書の取扱いについて …… ５～７
◎外国人従業員の方が退職・出国される場合 …… ８
◎ｅＬＴＡＸ(エルタックス)による各種手続きについて …… ９
◎給与所得者異動届出書 …… １０
◎給与所得者異動届出書の記入例 …… １１・１２
◎普通徴収から特別徴収への切替届出書 …… １３
◎特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書 …… １４
◎郵便局の指定について …… １５

市町村コード　212024

大 垣 市 役 所
総務部　課税課

〒503-8601
岐阜県大垣市丸の内２丁目 29 番地
電話〈0584〉47－8179（直通）

※「特別徴収のしおり」は、大垣市ホームページからもダウンロードできます。
https://www.city.ogaki.lg.jp/ （サイト内検索　**大垣市　特別徴収のしおり**　）

◎　特別徴収の取扱いについて

１　特別徴収とは

給与支払者（事業主）が、給与の支払を受ける者（従業員）の市民税・県民税・森林環境税を、毎月の給与から差し引いて、翌月 10 日までに納入していただく制度です。

２　特別徴収義務者の指定

給与の支払をする際に、所得税を源泉徴収して納付する義務のある給与支払者（事業主）を、特別徴収義務者として指定しています。

３　特別徴収の対象となる従業員等

前年中に給与の支払を受け、4 月 1 日現在で給与の支払を受けている従業員です。

※パート、アルバイトの方でも上記に該当する方は、特別徴収の対象となります。

４　特別徴収税額通知書

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定通知書」（特別徴収義務者用）は、特別徴収義務者のための個人別明細書です。この通知書によって税額を徴収し、納入してください。なお、「給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定通知書」（納税義務者用）は、5 月 31 日までに従業員の方にお渡しください。

５　特別徴収税額の変更通知書

税額に変更が生じた場合は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、変更後の税額により徴収し納入してください。納税義務者用の税額変更通知書は、従業員の方にお渡しください。

６　特別徴収税額の徴収と納入

特別徴収義務者は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定通知書」（特別徴収義務者用）に基づき、6 月から翌年 5 月まで給与の支払の際に税額を徴収し、翌月 10 日（土、日、休日の場合は翌日）までに納入してください。

岐阜・愛知・三重・静岡県外のゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合は、15 ページの「指定通知書」を添えて納入してください。

なお、指定通知書は、初回納入時のみ提出し、2 回目以降は必要ありません。

また、地方税共通納税システムを利用して、電子納税することもできます。

７　納期の特例

給与の支払を受ける者（従業員）が、常時 10 人未満である特別徴収義務者は、「特別徴収に係る市県民税の納期の特例に関する申請書」を提出し、市長の承認を受けた場合は、6 月から 11 月までの分を 12 月 10 日（土、日、休日の場合は翌日）まで、12 月から翌年 5 月までの分を 6 月 10 日（土、日、休日の場合は翌日）までの年 2 回に分けて納入することができます。

承認を受けると現年度以降は申請書を提出する必要はありません。ただし、給与の支払を受ける者（従業員）が常時 10 人未満でなくなった場合には、「特別徴収に係る市県民税の納期特例の要件に該当しなくなったことの届出書」を提出してください。

８　税額を滞納された場合

特別徴収税額を納期限（翌月 10 日）までに納入されないときは、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて年 14.6％（納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間は年 7.3％）の割合（各年の延滞金特例基準割合（当該年の租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1％の割合を加算した割合）が年 7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6％の割合にあっては当該年における延滞金特例基準割合に年 7.3％の割合を加算した割合とし、年 7.3％の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3％の割合を超える場合には、年 7.3％の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金額を加算して納めていただきます。法令等の改正により延滞金の算出方法を変更する場合があります。

なお、納期限までに税額を納入されない場合は、その納期限後 20 日以内に督促状が発行されますが、その場合には督促手数料 100 円を加算して納入してください。

９　異動届出書等の提出

⑴　特別徴収にかかる給与所得者異動届出書
（10 ページ（記入例 11･12 ページ））

給与の支払を受ける者（従業員）が退職またはその他の異動をしたときに提出してください。

※提出期限は、異動の生じた翌月の 10 日です。

⑵　給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書
（10 ページ（記入例 12 ページ））

「給与支払報告書」を提出したあと、1 月 1 日現在の居住地が他市区町村であることが判明したときや、退職等により 4 月 1 日の時点で給与の支払いをしなくなったときに提出してください。

※提出期限は、その年の 4 月 15 日です。

⑶　普通徴収から特別徴収への切替届出書（13 ページ）
特別徴収へ切り替えるときに提出してください。

⑷　特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書（14 ページ）
給与支払者（事業主）の所在地・名称等が変更になったときに提出してください。

10　未徴収税額の一括徴収

6 月 1 日から 12 月 31 日までの間に退職される従業員で、未徴収税額の一括徴収の申出があった場合は、その税額を給与・退職手当などから徴収し、翌月 10 日（土、日、休日の場合は翌日）までに当月分の税額と一緒に納入してください。

なお、1 月 1 日から 4 月 30 日までに退職される場合は、本人の申出がなくても一括徴収してください。

◎　退職手当等の市民税・県民税特別徴収について

退職所得に対する市民税・県民税は、税額の計算及び徴収も退職手当等の支払者（特別徴収義務者）が行い、納入することになっています。

１　納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の１月１日現在、大垣市内に住所を有する従業員です。

２　税額の計算

その年中の退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を控除した残額をもとに「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」により計算してください。なお、この手引が必要な方は、課税課へお問い合わせください。

３　退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下の場合	40 万円×勤続年数 （80 万円に満たない場合には 80 万円）
20 年を超える場合	800 万円＋70 万円×（勤続年数－20 年）

在職中に障害者に該当することとなったことにより退職したときは、上記により計算した控除額に 100 万円が加算されます。

４　納入の手続

退職手当等が支払われる際、所得税と同様に市民税・県民税を徴収し、翌月の 10 日（土、日、休日の場合は翌日）までに給与所得分と同じ納入書で払込金融機関に納入してください。

なお、納入書は「納入書の取扱いについて」（5 ページ）の通り必要事項を記入してください。

５　特別徴収票・特別徴収税額納入内訳書

特別徴収義務者は、その年において支払いの確定した退職手当等について、その支払いを受ける従業員の個人別に特別徴収票（所得税の退職所得の源泉徴収票にあたり、それと複写になっています。）を、退職後１か月以内に市長に提出しなければなりません。ただし、法人の役員以外の受給者の特別徴収票は提出する必要はありませんので、その場合は「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」（4 ページ）の提出にご協力をお願いします。

「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」の書き方

1　この納入内訳書は、退職所得に係る特別徴収税額を納入の際に当市に提出してください。

2　この納入内訳書の各欄には、次のように記入してください。

⑴　『住所又は居所』欄には、退職手当等の支払を受ける従業員の住所又は居所を記入してください。

⑵　『役職名』欄には、会社その他の法人の取締役、理事、監事、清算人その他の役員又は相談役もしくは顧問などであるときにその役職名を記入してください。

⑶　『就職年月日』・『退職年月日』・『勤続年数』欄には、勤続年数期間を記入してください。（勤続年数に１年未満の端数があるときは、これを１年とします。）

3　退職手当等の支払いを受ける従業員から提出された『退職所得申告書』に、支払済みのほかの退職手当等があると記入されているときは、『退職所得申告書』の写しを添付してください。

切り取り線

退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書

		特別徴収義務者指定番号	
大垣市長　様 年　月　日 提出	給与支払者	所在地 名称 電話番号	（　　）　－
納入年月日	年　月　日納入	人員	人
納入金額	円		

住所又は居所		
１月１日の住所		
役職名		
氏名		
退職手当等の支払金額	円	円
就職年月日	年　月　日	年　月　日
退職年月日	年　月　日	年　月　日
勤続年数	年	年
退職所得控除額	円	円
退職所得控除後の金額	円	円
市民税額	円	円
県民税額	円	円
特別徴収税額	円	円
摘要		

◎　納入書の取扱いについて

自動読み取り方式の納入書ですので、年度当初の納入金額があらかじめ印字されています。誤納を防ぐため納入書の再発行はいたしておりません。退職や税額変更等で納入金額が変更になった場合は、記入例（5～7 ページ）のとおり納入書を訂正し、納入してください。

1　納入すべき金額が「納入金額（1）」の欄の金額と異なる場合（税額変更又は退職等があった場合）

⑴　「納入金額⑴」の金額を横線で抹消する。（訂正印は不要）

⑵　「納入金額⑵」の給与分及び合計額の欄に納入すべき金額を記入してください。
（納入金額の頭には￥記号を記入しないでください。）







２　納入すべき金額が「納入金額（1)」の欄の金額と異なる場合（給与分と退職所得分がある場合等）

岐阜県大垣市　個人市民税 個人県民税　**領収証書**㊞

市区町村コード	口座番号	加入者名
212024	00800−2−960045	大垣市会計管理者

令和〇年9月分	指定番号	納入金額(1)
	9876543	~~80,000~~ 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納期限	令和〇年10月10日

納入金額(2)

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分（一括徴収分を含む。）						7	2	8	0	0
退職所得分					1	3	6	0	0	0
延滞金										
督促手数料										
合計額					2	0	8	8	0	0

（特別徴収義務者）
住所又は所在地　〇〇〇-〇〇〇〇　岐阜県大垣市〇〇町〇〇〇
氏名又は名称　〇〇〇〇株式会社　様

領収日付印

上記のとおり領収しました。　（納入者保管）

岐阜県大垣市　個人市民税 個人県民税　**納入書**㊞

市区町村コード	口座番号	加入者名
212024	00800−2−960045	大垣市会計管理者

令和〇年9月分	指定番号	納入金額(1)
	9876543	~~80,000~~ 円

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納期限	令和〇年10月10日
日計	口 円

※は ゆうちょ銀行・郵便局において使用する欄です。

納入金額(2)

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分（一括徴収分を含む。）						7	2	8	0	0
退職所得分					1	3	6	0	0	0
延滞金										
督促手数料										
合計額					2	0	8	8	0	0

（特別徴収義務者）
住所又は所在地　〇〇〇-〇〇〇〇　岐阜県大垣市〇〇町〇〇〇
氏名又は名称　〇〇〇〇株式会社　様

領収日付印

上記のとおり納入します。　（金融機関保管）

岐阜県大垣市　個人市民税 個人県民税　**納入済通知書**㊞

市区町村コード	口座番号	加入者名
212024	00800−2−960045	大垣市会計管理者

年月分	指定番号	納入金額(1)
〇〇09	09876543	~~80,000~~ 円

212024

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納期限	令和〇年10月10日
取りまとめ店	ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター (469-8794)

納入金額(2)

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
給与分（一括徴収分を含む。）						7	2	8	0	0
退職所得分					1	3	6	0	0	0
延滞金										
督促手数料										
合計額					2	0	8	8	0	0

領収日付印

（特別徴収義務者）
住所又は所在地　〇〇〇-〇〇〇〇　岐阜県大垣市〇〇町〇〇〇
氏名又は名称　〇〇〇〇株式会社　納

上記のとおり通知します。（受付店→大垣共立銀行本店（取りまとめ店）→大垣市）　（大垣市保管）

納入済通知書の納入金額欄に￥記号は記入しないでください。

市民税
県民税　**納入申告書**

大垣市長様

〇年 10月 10日 提出

〇年 9月分　人員 1人

	十億	千	百	十	万	千	百	十	円
退職手当等支払金額			1	4	2	2	3	6	3	2
特別徴収税額 市民税						8	1	6	0	0
特別徴収税額 県民税						5	4	4	0	0

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

（特別徴収義務者）
住所又は所在地　**岐阜県大垣市〇〇町**〇〇〇
氏名又は名称　**〇〇〇〇株式会社**

（受付印）

個人番号又は法人番号　1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

※個人事業者の方は、この申告書を金融機関を介さず、直接本市へ提出してください。

⑴　「納入金額⑴」の金額を横線で抹消する。（訂正印は不要）
⑵　「納入金額⑵」の給与分・退職所得分、合計額の欄に納入すべき金額を記入してください。（納入金額の頭には￥記号を記入しないでください。）
⑶　納入済通知書裏面の納入申告書に左記の通り必要事項を記入してください。
⑷　法人の役員以外の退職所得受給者の場合は「退職所得に係る市・県民税特別徴収税額納入内訳書」（4ページ）の提出にご協力をお願いします。

※退職によって残りの給与分の税額を一括徴収した場合は、「退職所得分」の欄ではなく、「給与分」の欄にほかの給与分と合算した金額を記入してください。

３　予備の納入書を使用される場合

各月分の納入書が汚損等で使用できなくなった又は「納入金額⑵」に記入するときに書き損じた場合等に予備の納付書を使用し、以下の通りに記入してください。

⑴　「納入金額⑴」の欄には、納入金額を記入しないでください。

⑵　「納入金額⑵」の給与分・退職分等の欄に納入すべき金額を記入してください。
（納入金額の頭には￥記号を記入しないでください。）

⑶　指定番号の左の欄に徴収年月を下記の通り記入してください。

⑷　納期限の欄に徴収月に合わせ、納期限（※）を記入してください。
※納期限は、徴収月（給与等支給月）の翌月 10 日です。翌月 10 日が土、日、休日にあたる場合は、その翌日が納期限です。

⑸　必ず、当該年度の納付書に添付されているものを使用してください。
例）市県民税（特別徴収）の年度区分　R8 年度：R8.6 月分（0806）から R9.5 月分（0905）







外国人従業員の方が退職・出国される場合の市・県民税、森林環境税について

市・県民税、森林環境税は、原則として１月１日（賦課期日）時点で大垣市に住所があり、前年中の所得金額が一定以上ある方に課税されます。

外国人従業員の方が退職等により出国される場合、その年の市民税・県民税、森林環境税は大垣市で課税されますので、次の手続きが必要となります。

１　出国される方が特別徴収の場合

「給与所得者異動届出書」により退職の届出を提出してください。

また、出国される 1 か月前までに次のとおり手続きにご協力をお願いします。

退職・出国時期	手続きの内容
6 月から12 月末まで	①　一括徴収 現年度の未徴収税額を可能な限り最後に支払われる給与・退職手当等から一括で徴収し納付していただきますようお願いします。 ②　納税管理人の届出 一括徴収が困難な場合、納税管理人の届出をお願いします。 **※納税管理人とは** 納税義務者から納税に関する手続き（書類の受取、税金の納税、還付金の受領等）を委任された方をいい、個人または法人等の事業所を指定することができます。 納税管理人に関する申告・承認申請書の様式は大垣市ホームページからダウンロードできます。
1 月から5 月末まで	①　一括徴収 現年度の未徴収税額を必ず、最後に支払われる給与・退職所得等から一括で徴収し納付していただきますようお願いします。 ②　納税管理人の届出 1 月 1 日時点で住民票が大垣市にある方は、その年の市・県民税、森林環境税が課税されますので、納税管理人の届出をお願いします。 納税通知書と納付書を 6 月中旬頃に納税管理人にお送りしますので、納付をお願いします。

２　出国される方が普通徴収の場合

普通徴収の納期は年 4 回（6 月、8 月、10 月、1 月）となっております。

未納額がある場合は、納税管理人の届出をお願いします。

３　納税管理人の届出が困難な場合

⑴　口座振替の設定

解約されていない口座をお持ちの場合は出国後も口座振替により納付いただけます。

⑵　概算で算出した新年度の税額を納付（予納）

源泉徴収票等の課税資料を基に概算で新年度の税額を算出しますので、出国前に納付してください。

概算の税額をお知りになりたい場合はご相談ください。

◎　ｅＬＴＡＸ（エルタックス）による各種手続きについて

１　ｅＬＴＡＸ（エルタックス）について

地方税ポータルシステム「ｅＬＴＡＸ（エルタックス）」とは地方税に関する各種手続きをインターネットを利用して行うことができるシステムです。

大垣市では、電子申告や電子納税など次のような手続きを行うことができます。

事業所や自宅のパソコンなどからご利用いただくことができますので、ぜひ導入を検討いただきますようお願いします。

２　電子申告で可能な手続

⑴ 提出できる個人市民税・県民税（特別徴収）の書類

・給与支払報告書（総括表・個人別明細表）
・普通徴収から特別徴収への切替届出書
・特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
・給与所得者異動届出書
・退職所得に係る市・県民税特別徴収税額納入内訳書
・退職所得の特別徴収票

⑵ 「給与支払報告書」及び「給与所得の源泉徴収票」

統一様式を用いて作成することで「給与支払報告書」を各市町村に、「給与所得の源泉徴収票」を税務署へそれぞれ提出することができます。

⑶ 特別徴収税額の通知

エルタックスを利用して給与支払報告書を提出された事業所については、「特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用、納税義務者用）」の受取方法として、電子データでの受取を選択することができます。

３　電子納税について

ｅＬＴＡＸの共通納税システムをご利用いただくことで、事業所や自宅のパソコンなどから、複数の地方自治体へ一括して地方税の納税ができます。

登録手続きや利用方法に関する詳細については、ｅＬＴＡＸホームページからご確認ください。

【注意事項】

電子納税をご利用の際は、本市の納付情報管理の際に必要となりますので、必ず指定番号（税額通知書に記載されている 7 桁または 8 桁の番号）を入力していただくようお願いします。

４　利用方法

ｅＬＴＡＸの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、ｅＬＴＡＸお問い合わせ窓口（ヘルプデスク）へお尋ねください。

【ホームページ】

https://www.eltax.lta.go.jp/

よくあるご質問

https://eltax.custhelp.com/

【電　　話】

0570-081459

※上記でつながらない場合は　03-5521-0019

受付時間：土・日・祝日・年末年始を除く　9～17 時

給与支払報告
特別徴収　にかかる給与所得者異動届出書

現年度	新年度	両年度

大垣市長　様 年　月　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒　－	特別徴収義務者指定番号	②
				受給者番号	
		フリガナ		連絡者の係、氏名及び電話番号 係	
		名称		フリガナ	
				氏名	
		個人番号又は法人番号		電話	

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
	フリガナ							
	氏名	（旧姓　）						
	生年月日	年　月　日						
	個人番号		円	＿＿＿月から ＿＿＿月まで 円	円	年　月　日	1 退職　6 その他 2 転勤　（理由　） 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡	1 特別徴収継続 2 一括徴収 （＿月分にて納入） 3 普通徴収 （残額個人請求）
	旧住所	(1月1日の住所) 大垣市						
	現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)						

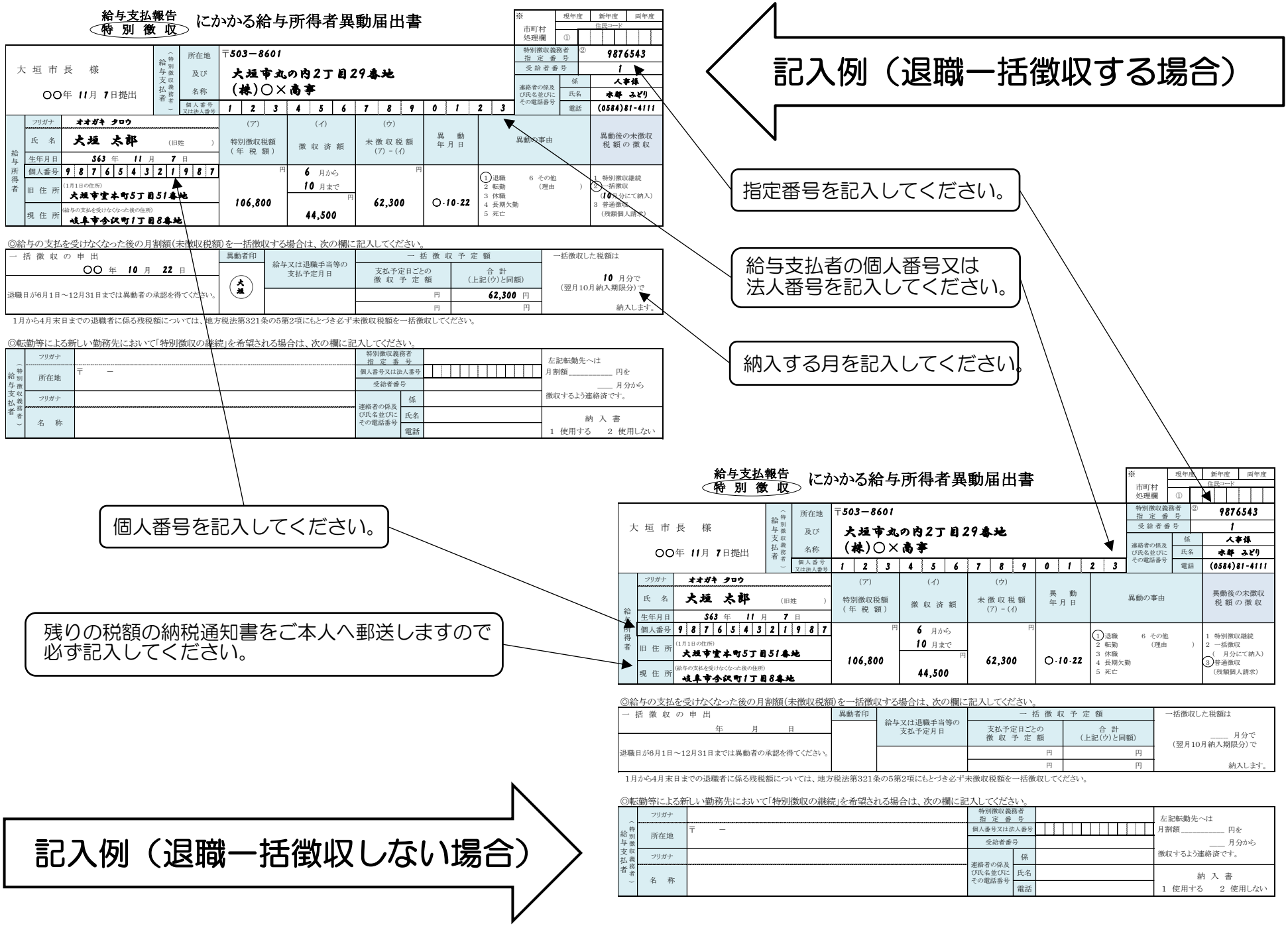
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記入してください。

一括徴収の申出 年　月　日	異動者印	給与または退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額（上記(ウ)と同額）	一括徴収した税額は ＿＿月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
退職日が12月31日以前の場合は、退職者の承認を得てください。		月　日	円	

退職日が1月1日以降の退職者に係る残税額については、地方税法第321条の5第2項にもとづき必ず未徴収税額を一括徴収してください。

◎転勤等による新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は、次の欄に記入してください。

給与支払者（特別徴収義務者）	フリガナ		特別徴収義務者指定番号		左記転勤先へは 月割額＿＿＿＿＿＿ 円を ＿＿＿ 月分から 徴収するよう連絡済です。	
	所在地	〒　－	個人番号又は法人番号			
			受給者番号(任意)			
	フリガナ		連絡者の係、氏名及び電話番号	係		納入書
	名称			フリガナ		
				氏名		1 使用する　2 使用しない
				電話		


給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書
大垣市長 様
○○年 11月 7日提出
〒503−8601
大垣市丸の内2丁目29番地
(株)○×商事
9876543
1
人事係
水野 みどり
(0584)81-4111
オオガキ タロウ
大垣 太郎
S63 年 11 月 7 日
9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7
大垣市室本町5丁目51番地
岐阜市今沢町1丁目8番地
106,800
6 月から 10 月まで
44,500
62,300
○-10-22
一括徴収した税額は 10 月分で (翌月10月納入期限分)で 納入します。
1月から4月末日までの退職者に係る残税額については、地方税法第321条の5第2項にもとづき必ず未徴収税額を一括徴収してください。
退職日が6月1日～12月31日までは異動者の承認を得てください。
左記転勤先へは 月割額 円を ヵ月分から 徴収するよう連絡済です。
1 使用する 2 使用しない
記入例（退職一括徴収する場合）
指定番号を記入してください。
給与支払者の個人番号又は 法人番号を記入してください。
納入する月を記入してください。
個人番号を記入してください。
残りの税額の納税通知書をご本人へ郵送しますので 必ず記入してください。
記入例（退職一括徴収しない場合）

記入例（転勤の場合）

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

※市町村処理欄	現年度	新年度	両年度
住民コード ①			
特別徴収義務者指定番号 ②	9876543		
受給者番号	1		
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号 係	人事係		
氏名	水野 みどり		
電話	(0584)81-4111		

大垣市長 様

○○年 11月 7日提出

（特別徴収義務者）給与支払者

所在地及び名称：〒503−8601 大垣市丸の内2丁目29番地 (株)○×商事

個人番号又は法人番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

給与所得者		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)−(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ	オオガキ タロウ						
氏名	大垣 太郎（旧姓 ）						
生年月日	S63 年 11 月 7 日						
個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7						
旧住所 (1月1日の住所)	大垣市室本町5丁目51番地	円 106,800	6 月から 10 月まで 円 44,500	円 62,300	○·10·22	①退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他（理由 ）	①特別徴収継続 2 一括徴収（ 月分にて納入） 3 普通徴収（残額個人請求）
現住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所)	岐阜市今沢町1丁目8番地						

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記入してください。

一括徴収の申出 年 月 日	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額 支払予定日ごとの徴収予定額	一括徴収予定額 合計（上記(ウ)と同額）	一括徴収した税額は
退職日が6月1日～12月31日までは異動者の承認を得てください。			円	円	＿＿＿ 月分で（翌月10月納入期限分）で
			円	円	納入します。

1月から4月末日までの退職者に係る税額については、地方税法第321条の5第2項にもとづき必ず未徴収税額を一括徴収してください。

◎転勤等による新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は、次の欄に記入してください。

（特別徴収義務者）給与支払者			特別徴収義務者指定番号	新規
フリガナ	トウキョウトチヨダクナガタチョウ		個人番号又は法人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4
所在地	〒100−0014 東京都千代田区永田町1−1		受給者番号	117
フリガナ	オオガキトウキョウエイギョウショ	連絡者の係及び氏名並びにその電話番号 係		給与係
名称	(株)大垣東京営業所	氏名		美濃 晃子
		電話		(03)3333-1111

左記転勤先へは月割額 8,900 円を 11 月分から徴収するよう連絡済です。

納入書 ① 使用する 2 使用しない

指定番号を記入してください。

給与支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。

実績がある場合はその指定番号を記入してください。

個人番号を記入してください。

記入例（給与支払報告にかかる分）

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

※市町村処理欄	現年度	新年度	両年度
住民コード ①			
特別徴収義務者指定番号 ②	9876543		
受給者番号	1		
連絡者の係及び氏名並びにその電話番号 係	人事係		
氏名	水野 みどり		
電話	(0584)81-4111		

大垣市長 様

○○年 11月 7日提出

（特別徴収義務者）給与支払者

所在地及び名称：〒503−8601 大垣市丸の内2丁目29番地 (株)○×商事

個人番号又は法人番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

給与所得者		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)−(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ	オオガキ タロウ						
氏名	大垣 太郎（旧姓 ）						
生年月日	S63 年 11 月 7 日						
個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7						
旧住所 (1月1日の住所)	大垣市室本町5丁目51番地	円	＿＿＿ 月から ＿＿＿ 月まで 円	円	○·3·20	①退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他（理由 ）	1 特別徴収継続 2 一括徴収（ 月分にて納入） ③普通徴収（残額個人請求）
現住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所)	岐阜市今沢町1丁目8番地						

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記入してください。

一括徴収の申出 年 月 日	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額 支払予定日ごとの徴収予定額	一括徴収予定額 合計（上記(ウ)と同額）	一括徴収した税額は
退職日が6月1日～12月31日までは異動者の承認を得てください。			円	円	＿＿＿ 月分で（翌月10月納入期限分）で
			円	円	納入します。

1月から4月末日までの退職者に係る税額については、地方税法第321条の5第2項にもとづき必ず未徴収税額を一括徴収してください。

◎転勤等による新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は、次の欄に記入してください。

（特別徴収義務者）給与支払者			特別徴収義務者指定番号	
フリガナ			個人番号又は法人番号	
所在地	〒 −		受給者番号	
フリガナ		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号 係		
名称		氏名		
		電話		

左記転勤先へは月割額 ＿＿＿＿＿ 円を ＿＿＿ 月分から徴収するよう連絡済です。

納入書 1 使用する 2 使用しない

普通徴収から特別徴収への切替届出書

大垣市長　様 年　　月　　日 提出	特別徴収義務者	所在地	〒　　－	特別徴収義務者指定番号	
		フリガナ		連絡者の係、氏名及び電話番号	係
		名称			フリガナ 氏名
		法人番号			電話

◎次の納税者について、［　　］月分（　　月　　日納期限）から特別徴収します。

フリガナ
氏　名

生年月日　（昭・平）　　年　　月　　日

現住所

1月1日の住所

普通徴収の納期限を過ぎた分は特別徴収への切替ができません。

普通徴収納付済期別	・全額未納 ・1期分まで納付済 ・2期分まで納付済 ・3期分まで納付済	特別徴収用納入書	1　使用する 2　使用しない

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

大垣市長　様 年　月　日提出	特別徴収義務者	所在地	〒　－		特別徴収義務者指定番号	
		フリガナ			連絡者の係、氏名及び電話番号	係
		名称				フリガナ
						氏名
		法人番号				電話

＿＿＿＿ 年 ＿＿＿＿ 月 ＿＿＿＿ 日をもって次のとおり変更しました。

※変更箇所のみご記入ください。 誤読をさけるため必ずフリガナをつけてください。

事　項	変更前	変更後
フリガナ		
所在地		
フリガナ		
方書		
フリガナ		
名称		
電話番号	（　）　―　内線（　）	（　）　―　内線（　）
備考 （送付先のみ設定する場合もこの欄へ）		

郵便局の指定について

お　願　い

特別徴収税額の納入について、全国のゆうちょ銀行・郵便局をご利用いただけますが、岐阜、愛知、三重、静岡県外のゆうちょ銀行・郵便局を使用されるときは、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、この「指定通知書」にご利用いただくゆうちょ銀行の店名又は郵便局名を記入のうえ、当初納入の際、納入書とともにゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

きりとり線

年　　月　　日

ゆうちょ銀行＿＿＿店長　様

＿＿＿＿＿＿＿郵便局長　様

大　垣　市　長

指　定　通　知　書

貴局を地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定に基づいて当市の市民税・県民税（特別徴収税額）の取扱局に指定しましたので通知します。

記

1	認可又は承認番号	郵 1 業　第 1375
2	口　座　番　号	00800－2－960045 番
3	加 入 者 の 名 称	大垣市会計管理者
4	取 り ま と め 店	名古屋貯金事務センター